

泉・五家荘登山道整備プロジェクト 規約

- 第1条 (名称)
本会は、「泉・五家荘登山道整備プロジェクト」(以下「本会」)と称する。
- 第2条 (事務所)
本会の事務所は代表宅とする。
- 第3条 (目的)
本会は泉・五家荘地区の山々の登山道等を整備することにより、利用客や都市住民の受入体制の充実と登山者の遭難回避、遭難時の迅速な対応に寄与するとともに、森林自然観察会等の森林環境教育の活動拠点とすることを目的とする。
- 第4条 (事業)
本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1) 五家荘地区の登山道及び縦走路整備。
2) 自然保護対策(希少植物生息地の踏み荒らしなど)。
3) 自然観察会等の実施。
4) その他目的を達成する為に必要なこと。
- 第5条 (委員)
本会の委員は、次の団体の構成メンバーとする。
1) 五家荘宿の会
2) 泉町観光ガイド・インストラクター協会
3) 五家荘しゃくなげ会
- 第6条 (協力団体)
本会の事業には、次に挙げる団体も協力・連携を行う。
1) 泉町観光協会
2) 消防団
3) 氷川警察署
4) 八代市
5) その他本会の目的に賛同する団体等

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1) 代表 1名 事業の円滑な運営にあたる。
- 2) 副代表 1名 代表を補佐し、代表の事故あるときは職務を代行する。
- 3) 書記会計 1名 書記、会計事務、その他
- 4) 監査 2名 会務及び会計の執行状況を監査する。

第8条 (役員任期)

- 1) 役員任期は2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2) 役員は再任することができる。

第9条 (会議)

- 1) 本会の会議は、代表が必要と認めるとき又は、役員要請があるとき代表が招集する。
- 2) 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、代表の決すところによる。

第10条 (事業に要する経費)

本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- 1) 補助金
- 2) 協賛金
- 3) 寄付金
- 4) その他収入

第11条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 (その他)

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会議の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、本会の設立の日 平成20年 7月 8日から施行する。